

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

大阪府私立高等学校等修学旅行等のキャンセル料支援事業費補助金に係る
交付申請書の提出について(依頼)

標記補助金について、先に依頼した「大阪府私立高等学校等修学旅行等のキャンセル料支援事業費補助金に係る修学旅行等の実施状況調査について(依頼)」(令和2年10月30日付け教私第2778号)での回答内容を踏まえ、下記の要領により、補助金交付申請書及び添付書類一式を作成のうえ、私学課までご提出ください。

なお、本事業の内容については、別添資料(交付要綱、概要及びFAQ)もあわせてご確認ください。

また、申請状況によっては、予算の範囲内で補助額を圧縮する予定としておりますのでご承知おきください。

記

1 補助対象となる修学旅行

名称の如何を問わず、学習指導要領の特別活動に位置づけられており、原則として学校、学年もしくは学級全員が参加し、かつ宿泊を伴うものとする。(やむを得ず、当該修学旅行を日帰りに変更したものを含む。)ただし、教育課程外の研修旅行や宿泊を伴わない遠足などは、本事業の対象外とする。

2 補助対象となる修学旅行の期間

令和2年4月1日以降に出発し、かつ令和3年3月31日以前に帰着を予定している修学旅行とする。

3 提出書類

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(その1、その2)(別添(様式第1号))
- (3) 要件確認申立書(様式第2号)
- (4) 暴力団等審査情報(様式第3号)
- (5) 添付書類(様式問わず、既存資料可)
 - ① 当初予定していた修学旅行(宿泊を伴うもの)の内容が確認できる書類
 - ・当該修学旅行の実施計画書
 - ・令和2年度当初の年間行事予定表
 - ② 当初予定していた修学旅行の延期又は中止したことが確認できる書類
 - ・当該修学旅行の延期又は中止に係る参加児童生徒向け連絡文書
 - ③ 補助対象経費の内容が確認できる書類
 - ・当該修学旅行の延期又は中止に伴い旅行者等から請求された経費が記載された請求書
 - ④ 補助対象経費において、保護者等や旅行事業者等へ支出したことが確認できる書類
 - ・キャンセル料の取扱いに係る参加児童生徒向け連絡文書
 - ・旅行者等が発行する領収書
 - ・学校会計から私費会計への補填が確認できる会計帳簿

※提出書類(5)については、①から④までに示す各書類の全てを提出してください。

※事業計画書の記載内容の確認のため、添付資料における該当部分を黄色マーカーで塗布して提出してください。

4 提出期限 令和3年3月5日(金)【厳守】

※交付申請書の提出があった学校から順次審査を行います。

※事務執行の都合上、提出期限(令和3年3月5日)を過ぎた交付申請書の提出は受け付けられませんのでご承知おきください。

5 提出部数 1部(紙媒体)

※提出書類は、必ずA4判に統一し、提出書類(1)から(5)の順にクリップ留めの上、クリアファイルに綴じて提出してください。A4二穴ファイル(フラットファイル等)に綴じる必要はありません。また、書類種別ごとにインデックスを貼付する必要もありません。

※提出書類のうち、(5)添付書類については、必ず理事長名による原本証明を付してください。なお、理事長名による原本証明については、別添の大阪府教育庁私学課長通知文(令和2年8月24日付け教私第2265号)をご確認ください。

※紙媒体での提出とあわせて、電子メールにより作成データ(Excel形式)を提出してください。なお、電子メールの件名及び作成データのファイル名称は、「学校番号_(学校名)_修学旅行キャンセル料補助金」としてください。(学校番号は、提出書類(2)事業計画書に表示される番号としてください)

6 今後の事務執行スケジュール(予定)

- ・3月5日 交付申請書提出期限
- ・3月下旬 交付決定通知
- ・4月下旬 実績報告書提出期限
- ・5月上旬 補助金の額の確定
- ・5月中旬 交付請求書提出期限
- ・5月下旬 補助金の交付

7 留意事項

- ・別添資料(概要)に記載の「補助金交付事務フロー」にあるとおり、原則として、実績報告書の提出にあたっては、保護者等へ「旅行代金積立金を全額返還」する作業を完了させていることが前提条件となります。つきましては、事前にご準備をいただくようご協力をお願いします。
- ・補助対象となる修学旅行の延期又は中止に伴い発生したキャンセル料について、国の「GoToトラベル事業」によるキャンセル料支援などを別に受けている場合、本事業の申請における補助対象経費からは別に受けた支援額を控除するようにしてください。
- ・修学旅行の実施にあたっては、令和2年8月21日付け教私第2283号により通知した「令和2年度修学旅行の実施(新型コロナウイルス感染症対策)に係るガイドライン」(令和2年8月21日付け大阪府教育庁教育振興室策定)及び同ガイドラインの改訂版(令和2年12月3日付け改訂)に記載の「3 留意事項」及び「4 児童生徒に陽性が確認されたとき等の対応のめやす」等を参考に、感染症対策等に十分に留意して計画を立てるようにしてください。

※ 標記補助金に係る交付要綱及び様式等は大阪府ホームページに掲載しております。

(HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 藤原、井上、川脇

〒540-8570

大阪府大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

(電話) 06-6210-9274 (FAX) 06-6210-9276

(E-mail) shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp